

知的所有権法

■ 著作権・商標法の
関連を中心に

播磨良

知的所有権法

■ 著作権・商標法の関連を中心に

近畿大学教授 播磨良承 著

中央経済社

著 者 紹 介

播磨良承（はりま よしつぐ）

昭和11年2月14日 泉州堺に生まる

昭和33年 中央大学法学部卒業

昭和35年 中央大学大学院法学研究科修了

昭和38年 大阪電気通信大学工学部専任講師

昭和41年 大阪電気通信大学工学部助教授

昭和45年 近畿大学法学部助教授

昭和53年 近畿大学法学部教授（昭和42年以降、広島大学教授中川淳博士に師事、今日に至る）

主 著 工業所有権法の基本問題，特許と商標の保護，工業所有権法の諸問題，特許独占の基本問題，工業所有権法，アメリカ商標法概論，工業所有権の知識，著作権法，中川淳共編・判例研究工業所有権法，発展途上国への技術移転，工業所有権法判例解説（三分冊），特許協力条約，その他共編著

検 印
省 略

知的所有権法—著作権・商標法の関連を中心に

昭和56年6月20日 第1版発行

著 者 播 磨 良 承

発 行 者 渡 辺 正 一

印 刷 所 (株) 三 栄 印 刷

発 行 所 (株) 中 央 経 済 社

東京都千代田区神田神保町1-31-2

電 話・(293) 3 3 7 1 (編集部)

(293) 3 3 8 1 (営業部)

〒101 振替・東京 0-8432

落丁・乱丁本はお取替えいたします

関川製本

4621

ISBN4-481-75383-8 C3032

序 文

本書の表題の名称は、一般になじみにくいかも知れないが、知的所有権法という用語は、現代の国連を中心にヨーロッパでは常識となっている。国連の14番目の機構となったWIPO（世界知的所有権機構、World Intellectual Property Organisation）が、その代表的名称であり、この世界条約も1968年には発効している。この知的所有権の概念には工業所有権法と著作権法の双方の条約が含まれる。

古くは、これを無体財産法 (Immaterialgüterrecht) といわれていたものであるが、ここでは Intellectual Property (Law) と呼ぶことにした。

本書に収録された諸題目は、古くて新しい現代的課題である。

① フェア・ユース (fair use) の問題は、世にいう著作権侵害判断の重要なポイントになるものであり、著作財産権と著作人格権との双方にまたがった現代における諸問題を研究したものである。とくにそれをアメリカ法をもとに、その史的展開と今後の技術発展にともなう著作権制度の根本問題にふれたものである。

② マーチャンダイジング (Merchandising) については、著作権との関係ではキャラクターの保護、マークとの関係では不正競争防止法との関係にふれてその保護のありかた、その保護法益について若干の比較法的検討を試みたものである。

③ 共同テレビアンテナ (CATV) については、科学技術の発達によって電波メディアの驚異的發展をみるにいたった今日、電波に登場した著作物の保護が問題となる。この点をアメリカ法を中心に判例の論理をふまえて研究したものである。

とくに、これは、著作権の競争的性格を中心に新しい問題点を含んでいる。

④ 次にグッドウィル (Goodwill) は、商標の宣伝広告機能としてのグッドウィルについてその本質論を求めて研究したものである。

⑤ 最後に、地図 (map) の著作物性についての研究は、著作物の本質を知るうえでも参考になるものと考えている。意外と実務上、地図に関する著作権侵害についてのトラブルが多いが、法律的に明確な論理構成が不充分なところである。

2 序 文

以上の諸々の研究小論を通して、それぞれ別個独立の問題について論じたものであるが、前にものべたように、それぞれ現代的課題として今後の問題を提起するものである。

この小論が、これらすべての問題を解決するに足る論拠を示したものとは思えないが、今後の問題提起を提供するという意味をもちうれば、これに優る喜びはない。

本書の小論集のなかで、CATVについての研究は、昭和55年後期の放送文化基金による研究助成によって脱稿した研究作品である。

また、Merchandising についての小論は、昭和54年、日本商工会議所の商事仲裁協会による研究助成によってできた作品である。

この点について、本書をお借りして心よりお礼と共に感謝したい。

いつもながら、本書は、多くの先人の遺産によって出来上った作品である。多くの文献を引用させて戴いたことについて、とくに本書をお借りしてお礼と共に深謝申し上げたい。

なお、末筆ながら、本書の出版に心よく応じて下さった中央経済社に対してお礼申し上げると共に深謝したい。さらに、出版に際し御配慮下さった税務、法律編集部次長大竹英雄氏に対してお礼申し上げたい。

1981. 5. 14

第45回誕生日に際し南都山陵にて

筆 者

目 次

第1章 著作権侵害と公正使用の法理	1
第1節 公正使用の意義と要件	1
第2節 公正使用の法理	12
第3節 公正使用の法理とアメリカ著作権法	15
第4節 アメリカ著作権法107条の使用目的と使用の性格	22
第5節 アメリカ著作権法107条への批判と解釈の要件	24
第6節 著作物のパロディと公正使用	27
1 概 念	27
2 パロディ	29
3 公正使用としてのパロディ	30
4 パロディと著作権侵害	36
5 パロディ侵害に関する具体例	37
6 現代のアメリカ判例の特徴	39
7 パロディ的公正使用の法理	40
8 パロディストの意図	43
9 著作権の権利を基とするパロディの権利	43
第2章 マーチャンダイジング（商品化）に関する法理論	47
第1節 アメリカ法のもとにおけるキャラクター・マーチャン ダイジングの保護理論	47
1 商標法による保護	47
2 不正競争法による保護	48
3 著作権法による保護	50

2 目 次

第2節 アメリカ法におけるキャラクター盗用（悪用）に対する

事例研究	52
------------	----

1 事例紹介	52
--------------	----

2 キャラクターの法的価値	55
---------------------	----

第3節 イギリスにおけるキャラクター・マーチャンダイジング

の法的保護理論	68
---------------	----

1 著作権法による保護	68
-------------------	----

2 詐称通用 Passing off としての保護	68
---------------------------------	----

3 登録商標としての保護	69
--------------------	----

4 デザインとしての保護	69
--------------------	----

第4節 オーストラリア法におけるキャラクター・マーチャン

ダイジングの法的保護理論	77
--------------------	----

1 先 例	77
-------------	----

2 著作権法による保護	78
-------------------	----

3 意匠法による保護	79
------------------	----

4 詐称通用の保護理論	80
-------------------	----

第5節 フランス法におけるキャラクター・マーチャンダイジング

の保護理論	81
-------------	----

第6節 西ドイツ法におけるキャラクター・マーチャンダイジング

の保護理論	82
-------------	----

第7節 わが国における著作物のキャラクターの商品化権保護理論 ..

1 事例研究	86
--------------	----

2 キャラクターの著作物性	89
---------------------	----

3 類似の判例にみるキャラクターの保護	91
---------------------------	----

第8節 わが国におけるマークの商品化権の法的保護理論

1 事例研究	97
--------------	----

2 マークの保護理論	102
------------------	-----

第9節 グッドウィルの本質とその法的保護

— 取引上のグッドウィルとの比較を中心に —	119
1 はじめに	119
2 グッドウィルの概念	121
3 グッドウィルの理論的争い	122
4 英米法におけるグッドウィル概念の判例法上の形成	123
5 アングロ・アメリカ法のもとにおけるグッドウィルの概念	125
6 グッドウィルのシンボルとしての商標	127
7 商標がもつグッドウィルの法的性格	129
8 商標がもつグッドウィルの法的価値	130
9 商標ライセンスにおけるグッドウィル	131
10 あとがき	135

第3章 CATV（共同テレビ・アンテナ）と著作権侵害

— とくにアメリカ法を中心に —	139
第1節 はじめに	139
第2節 CATVの問題点	140
第3節 1976年著作権法とその法的根拠からみたCATVとその法理	144
第4節 1909年法改正の動向とFCCの規制立法	165
第5節 CATVによる送信とアメリカ著作権法の規制	171
1 はじめに	171
2 CATVによる競争とTV放送局の著作権保護	172
3 CATVのFCC規則について	176
4 旧著作権法のもとにおけるCATVと著作権	178
5 アメリカにおけるCATV産業の発達	180
第6節 著作権とCATVの著作権責任	183
1 テレビジョン番組の制作者の著作権について	183
2 CATVの行為はPerformanceか	184

4 目 次

第7節	Aiken 判決とCATV事件に適用した判決との一致	190
第8節	わが法の問題点 — 結論にかえて —	192
第4章	情報と著作権 — 地図の著作権 —	197
第1節	著作物の概念	197
1	序 説	197
2	地図の著作権としての対象的適格性	199
第2節	アメリカ判例法にみる地図の著作物性	200
第3節	わが判例にみる地図の著作物性	205
第4節	地図の著作権（測量地図を除く）	215
第5節	結語（原著作権としての地図）	219

第 1 章 著作権侵害と公正使用の法理

第 1 節 公正使用の意義と要件

公正使用 (fair use) とか自由使用 (freien Benutzung) といわれる概念を定義づけようとするれば、それは必ず公共的政策との結合によってのみ可能なことであり、著作権に対する公共の利益による制約として把握される必要がある。ただ、アメリカのみならず、公正使用を定義づけ概念づけることは、著作権法全体からみても、最も難関・難問とされる部分である。

そこで、まず、公正使用の概念について、世界ではじめて制定法の規定として条文化したアメリカ著作権法（1976年法）107条の規定について、ここに明らかにし、この解釈をめぐる問題点を、House Committee Report をもとに検討してみることとしたい。

公正使用の法理の理論的基礎として、1978年1月施行のアメリカ合衆国著作権法 (Public Law 94-553 94th Congress, title 17, USC. Copyright) 107条⁽¹⁾では次のように定められている。

「批評，解説，ニュース報道，授業，研究，調査等を目的とする著作権のある著作物の公正使用は，著作権の侵害とはならない。著作物の使用が公正使用となるかどうかを判断する場合には，次の要素を考慮すべきものとする。

- (1) 使用の目的および性格（使用が営利性を有するかどうか，また非営利の教育を目的とするかどうかの別を含む）
- (2) 著作権のある著作物の性質
- (3) 著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量および実質
- (4) 著作権のある著作物の潜在的市場または価格に対する使用の影響」

この規定は、アメリカ判例法が確立させてきた法理を明文化したものである。

アメリカ判例法の史的発展については、後に述べるが、公正使用の法理が、判例法ないし裁判所の法解釈として形成されてきた理論的発達の段階的理論構成として、まず第一に、著作権侵害でないというため、また著作権侵害を免れるために、相手方の著作物が著作権のない著作物であるとか、両者の著作権はともに相違し、類似でないとかいう論法を用いるようになった。そして公正使用の法理が制定法やコモン・ローの規定の著作権侵害規定とかかわりをもつようになってくると、著作権のある著作物が法的に保護されているのは思想・感情そのものであるから、著作所有権者の承諾なくして自由に使用できるという思想の自由を論拠におくようになり、次いで公正使用の法理は、著作権の排他的性格に対する制限の法理であると考えられるようになった。この法理は、しかしながら、あくまでも公共政策の面における公共の利益による制限であるとされた⁽²⁾。

このような、時代と共に変化した公正使用の法理は、1976年の著作権法改正案によって上記107条として明文化されるにいった。

同条は公正な使用かどうかの判断基準として前記4個の基準をおいている。これらは、アメリカ判例法が確立した公正使用の判断基準、すなわち、①著作物著述の意図の特徴、②利用する者の目的および地位（立場）、③利用する量および質の使用度の評価、④著作所有権者の利益に関する使用の効果—競争的利用か否か、著作権価値の軽減の有無など、⑤剽窃の意図がないことなどを明文化したものであって、そのあたりに裁判所の判断基準⁽³⁾があったといえよう。

ところで著作権の効力と公正使用の法理の発達にも注目すべきである。英米法のもとでは、当初、著作権は独占権であると考えられていた。この考え方は、例えば Learned Hand 判事が「制定法上ないしコモン・ロー上いずれの著作権でも、それは、独占権である。その内容は、著作物の複製を他人から防ぐ力であり、独占力である」と言い切っているところに端的にみられる（R.C.A. Mfg. Co. v. White-man, 114 F. 2d 86 (2d. Cir. 1940)）。しかし、この独占という意味は、絶対的独占権という意味ではない。というのは、著作権は、著作者の著作物の思想に独占を与えるのではなく、該思想を特定の形態に表現することに独占権が与えられるか

らである。つまり、著作所有権者によって表現された型に内存する思想を無断で他人が侵害することを防止する権利である⁽⁴⁾。

この無断使用を、ある程度の範囲で、自由に使用することを認めようとするのが、公正使用であるが、この公正使用の概念が法理論として根拠づけられるにいたった経過について、アメリカおよびイギリスの判例法をもとに考えてみよう。

公正使用とは何かという点についてアメリカ合衆国著作権法 107条規定の制定以前は、次のような判例法上の発展過程をみることができる。

1952年のアメリカ合衆国著作権法のもとでは、公正使用は、法規定のなかに明記されていないかぎり、単に法的承認を得た単純な使用の意味にすぎず、慣習上の効果しかないものといわれていたが、**DeWolf** は、「公正使用は、法律によって禁止された使用ではあるが、合理的且慣習的に許容された使用であり、その結果著作者はいつもこの公正使用を予見し、黙認しなければならない」と、すでに1925年の彼の著作物で語っている⁽⁵⁾。

また **Ball** は、「著作者の同意を得なくても合理的範囲内での他人の該著作物を使用する権利は第三者の特権としてみとめるべきであり、その条件のもとで著作権の独占権が成立するものである」⁽⁶⁾と言っている。

このような進歩的な論者以外は、公正使用は、他人の著作物を批評したり、コメントをつけて紹介した場合に公正使用となるとか、他人の著作物のテーマや思想を借用することが公正使用であるといわれていたのが一般であった。

英米法のもとで、公正使用という概念の発生は、いつごろ、どのような理由で、生まれたのであろうか。

もちろん、それは裁判所が判決によって生んだ概念であるが、当初から公正使用と呼ばれていたわけではない。初めは剽窃ではなく、部分引用する権利と呼ばれていたものである。1802年の **Cary v. Kearsley** (4 Esp. 168, 170 Eng. Rep. 679, 680) 事件では、“used fairly”と呼ばれ、1810年の **Wilkins v. Aikin** (17 Ves. 422, 34 Eng. Rep. 163 ⁽⁷⁾)。ここでは現行法 108条の意味のことをいったのであり、fair useとは異なる) 事件では“legitimate use”や“fair quotation”という語が用いられ、1841年のアメリカの fair use 事件として典型的指導型の事件といわれる **Folsom**

v. Marsh (9 Fed. Cas. 342, No.4901, C.C.D. Mass. 1841) 事件では“Justifiable use”とか“fair and reasonable criticism”といわれた。そして、フェア・ユースという語を最初に用いたのは、1839年の Lewis v. Fullarton (2 Beav. 6, 48 Eng. Rep. 1080, 1081) 事件であった。その後1857年の判例にもみられるが、最終的には1869年の Lawrence v. Dana (15 Fed. Cas. 26, No.8136, C.C.D. Mass. 1869) 事件でフェア・ユースの今日的な概念を固めるもととなったといわれている⁽⁸⁾。

というのは、フェア・ユースは、剽窃ではなく、この法理は、著作権者に対する一定の制限としてはたらし、裁判所が創り出した法理であるという考え方が固まったのである。

なぜこのような法理が著作権を制限する原理と考えられるようになったか、フェア・ユースの法理の背景にどのような政策があるのかという点が疑問として残る。

それは、著作権の分野にとどまらず、あらゆる部分に、知識や探究の成果が社会公共の利益として価値づけられるものがある。ましてや著作権の分野での知識や情報は、学術・文学・芸術等の発達のために必要な社会公共の利益そのものである。著作権という権利が取得されるのも文芸・学術の発達に寄与した代償であるところからしても、著作権は、人類共有の財であり、社会公共の利益である。

そこに著作権の独占性が制限され、独占権というよりは、排他権に近い権利として承認され、社会公共の利益のために他人が著作者の同意なく、合理的範囲の使用が許され、その限度で著作権に対する制限としてはたらくことになる。また、この合理的範囲の使用が新しい著作物を生み、この分野の発展をもたらすことになる。

著作権のある著作物の公正使用は、原著作者が著作物を出版する段階で、すでに公正使用されることに「黙示的承認」を与えているものという慣習が認められていた。がしかし、それは慣習であって法ではないので、判例法として定常的にこの慣習が確立するには曲折もやむをえなかった。公正使用の法理を適用する場合の判例法上の諸基準について考えてみよう。これは今日のアメリカ法 107 条の規定を裏づける史的背景であり、107条の規定の解釈に役立つことになる。

英米判例法上の公正使用の判断基準として注目される裁判所の判断は、公正使用であるかどうかの判断基準を次の八つの点に求めて判断する方法を採用してきた。

それは、すでに前記したアメリカ判例法の公正使用判断基準をさらに細分化する方法であるが、ここに英米法における判例法の原点をみることができそうである。

それらのファクターとは、①使用態様、②使用により創作した意図、③使用によって創作した著作物に与えた原著作物の効果（原著作物を使用した効果）、④使用者の労作にかかわった量、⑤使用者によって得られた利益、⑥使用により創作された作品の性格、⑦使用した素材の量、⑧その関連における価値、の八つの要素に求められる。以下、それぞれの要件について判例をもとに検討してみよう。

(1) 使用の仕方（態様）

公正使用の典型的なタイプは、著作物に対する批評やコメントや説明のために該著作物を引用することである。また元来著作者は、自己の作品が書評され、公衆の注目を集めることを希望するものである。

この点、多くの同種の判断を下した Story 判事がいうように「書評者は原著作物の大部分を引用して批評するものであり、これは、公正かつ合理的な批判の目的をもって真実かつ現実に引用するものである」⁽⁹⁾といえよう。

Saul Cohen が主張するように、多くの判例、例えば *West Pub. Co. v. Edward Thompson Co.*, (176 Fed. 833, 838 2d Cir. 1910) の判決では、文学教科書に二つの詩を引用することは、公正使用であるとした判例とか、批評の目的で引用した場合、その批評が真正なもので、ごまかしでないものならば公正使用であるとした判例 (*Cary v. Kearsley*, 4 Esp. 168, 170. Eng. Rep. 679 (1802))とか、*Bell and Lardner v. Whitehead* (3 jur. 68, 8 L.J. Ch. 141 (1828)) 事件では、多くの論議があった鉄道建設の文献を論評するために多くの論議点を引用して批評したことに対して、当裁判所の Lord Cottenham 判事は、「この種の論争点を引き出すために必要な部分を引用する権利を制限することは公共的利益を阻害するものである」とまで言いきっている。

公正な批評というものは、本気ないしユーモア、パロディないし模倣が批判ないしコメントの型をとるものである。また、このような批評の仕方が公正使用であるととめられるとする。これは、19世紀以来の通説的見解になっている⁽¹⁰⁾。

なお、パロディ的な公正使用については、別の機会⁽¹¹⁾に明らかにしたものもあるが、ここでは後に述べることにする。

以上のように、19世紀に入って、私的研究や論評の目的があれば他人の著作物を無断で引用しても出所さえ明記しておけば公正使用であるとされてきたことは、上記の判例の示すところであったが、要するに、「使用態様」は批評のためという広義の引用を公正使用の行為態様として判例法は承認してきたことになる⁽¹²⁾。批評という行為態様に必須要件とされるのは「公正な批評」であるから、その批評の形式が、パロディであっても、ものまねであっても、はたまた引用行為そのものであっても、原著作物の厳格な批評（公衆に対し原著作物の内容を評価したものを公開する）であれば、引用・使用の量とは一応分離して、ここでの使用態様をとらえておく必要があると思われる。

(2) 使用目的（意図）

他人の著作物を引用した目的（意図）を考慮する必要性は、判例法が作り上げた要件である。ここでの「意図」は「誠実」とであるとされている。つまり、他人の著作物の引用は「誠実」に行われ、剽窃の意図を含まないことである。

公正使用のための模倣は、「誠実」でなければならないことを物語るものである。したがって、このイミテーションは、みせかけの模倣やパロディによって他人の著作物を引用するような、いわゆる責任回避のために使用されるものではないとした *Bloom & Hamlin v. Nixon* (125 Fed. 977 C.C.E.D.Pa. 1903) 判決は教示している⁽¹³⁾。これは、まさに、公正使用における使用目的は、誠実に行われねばならないことを指摘することであり、これは、アメリカ合衆国著作権法107条(1)の使用目的および性格の解釈に役立つであろう。

(3) 原著作物を使用した効果

この第三の要素である使用によって創作した著作物に、使用された原著作物がどの程度の効果を与えているかという点が最も重要なこととなる。

具体例で示せば、**Folsom v. Marsh** 事件 (9 Fed. Cas. 342, No.4, 901 C.C.D. Mass., 1841) において、原告の著作にかかる“**Life and Writings of George Washington**” 12巻の作品から、被告は、**George Washington** の手紙を 319 ページにわたってコピーした著作物を発表した。そこで原告は被告に対し著作権侵害であると訴えたが、**Story** 判事は「もし、原著作物の価値が著しく減少し、原著作者の労働が実質的に害されていることが明確であれば、この他人の使用行為は剽窃を構成するものである。単純に言えば、この種の問題解決には、この使用が、原著作物の販売力を強め、利益を減少せしめ、その目的物（客体）にとって代ったりするようであれば公正使用でなく、原著作物の侵害ないし剽窃ということになる」と判示していることが注目される⁽¹⁴⁾。

この判断基準は、アメリカ著作権法 107 条の(4)の判断に役立つものである。つまり、著作権のある著作物の潜在的市場または価格に対する使用の影響の判断は、上記の原著作物を使用した結果の効果について判断されたように、著作権の競争的性格を承認するものとして注目される。

公正使用は、引用した原著作物の経済的価値を弱め、また損傷するような、競争の不正を禁止するものである、ともいえよう。

公正というフェアな市場取引は、常に公正な商慣習のなかから生まれる取引秩序である。著作権が、学術・文芸・美術・音楽の分野に属する知的創作物であるから、市場での競争秩序などには無関係であると考えられがちであるが、公正使用が、著作物の社会公共的利益を考慮して、著作物の使用を特定の条件のもとに奨励しているという事実からして、社会性をもつ権利であり、それは単にユニークな独断的な学術・文学等経済的無色な分野にとどまるものではない。

著作物が社会的利益を与え、各分野の発展を目的とするかぎり、著作物の利用が社会的に公正な使用の範囲内での活用を必要とすることはいうまでもなく、ここに不公正な使用を禁止する手段として市場取引の秩序を乱すような不正競争を禁止する立場からも、著作権の侵害は防止しなければならない。

しかし、著作物の公正使用について、すべて経済的に何ら競争関係のない著作物の利用関係は、原著作物を使用した効果について考慮する必要がないとはいえ

ない。それは、著作権は、経済的な財産権的利益と人格権的利益とが併存するものであり、原著作物を使用した効果が、経済的な面からとらえれば、競争関係の有無を決定して、その効果・弊害を考慮すればよいということであって、人格権の側面は別問題である。

(4) 原著作物を使用した者の労作の量

この第4点で問題になるのは、原著作者を引用して著作した作品に、この使用者がどの程度の知的創作性という独創性が存在するかということである。

一般的には、この使用者が著作物を創作するのに、他人の原著作物を使用する場合、この使用が、全く自主性のない単なるコピーであった場合は、使用者側に何らの労作のあとがみられないとして公正使用にはならない(例えば、*Simms v. Stanton*, 75 Fed. 6, 16, C.C.N.D. Cal. (1896))。

この事例には、他人の地図や図表を引用する場合とか、スタンプを流用するように、この使用の方法が、単なるコピーの寄せ集めである場合など、創意工夫がみられないものを指す⁽¹⁵⁾。この例では、多くの場合、上記(3)の競争性がない場合が多い⁽¹⁶⁾が、競争関係が考慮される場合は、この関係にある著作物では多くの場合、双方が創意工夫された著作権のある著作物間で問題となるのであって、競争関係にない著作権のある著作物が、原著作権のある著作物から引用・使用されてできあがっている場合は、むしろ使用した労作の量として高いものであるから、単なるコピーの寄せ集めとはみられないのはいうまでもないばかりか、競争関係がないということのみの面では公正使用の要件を具備したことになる。

要するに、使用して作りあげた著作物に、使用者の労作部分が少なく、またほとんど存在しない場合は、競争関係に関係なく、単なるコピーの寄せ集めとして原著作権の侵害と判断されるであろう。

(5) 使用者の利益

これは、原著作物を使用した者の利益だけにとどまり、また使用した結果できあがった著作物が、何ら利益をあげていない場合は、著作権侵害ではない⁽¹⁷⁾。

このことは、アメリカ著作権法 107条(2)と(4)において判断されることになる。